

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	建築局	保安推進課			新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	19
事業区分	■ 施設等整備費 □ その他							
歳出予算科目	一般会計	10	款	1	項	3	目	
事業名称	公共建築物長寿命化対策事業							

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和4年度	3,635,900				2,368,000	1,267,900
補助事業 単独事業						0
令和3年度	3,913,800				2,100,000	1,813,800
増△減	△ 277,900	0	0	0	268,000	△ 545,900

歳出	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算	3,408,163	3,408,818	3,446,200	9,300,000	9,300,000
市債+一般財源	3,408,163	3,408,818	3,446,200	9,300,000	9,300,000	9,300,000
決算	3,200,383	2,985,103	3,249,409			
市債+一般財源	3,196,969	2,962,771	3,246,896			

事業概要	市区庁舎や地区センターなど約860の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。							
事業開始年度	平成17年度							
根拠法令・方針決裁等	(1) 公共施設の長寿命化の推進に関する管理責任者等の設置に関する要綱 (H13.5制定R元.7改正財政局) (2) 横浜市公共建築物マネジメントの考え方 (H26.6発行財政局) (3) 横浜市公共施設管理基本方針 (H27.3策定H30.12改訂財政局) (4) 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3策定財政局)							
事業目的・効果 (必要性)	(1) 長寿命化対策工事費 「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全が実施できます。4年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大 の「部位の性格」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。 なお、4年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、②については「外壁改修等」の優先対応に配慮し、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。 (2) 公共建築物データ類整備費 各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立ててきました。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から「公共建築物台帳」として運用開始しました。これに伴い公共建築物台帳のデータベースの保守管理を行います。 また、脱温暖化対策の推進のために必要とされる、既存施設の構造計算書のPDF化を実施します。 (3) 劣化調査点検委託費 本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。4年度も3年度と同数等の施設について、劣化調査を実施します。							
根拠・データ等	長寿命化対策工事候補リスト							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
長寿命化対策 工事施設数	単位	目標	130	130	130	130	130	130
	施設	実績	146	154				
劣化調査件数	単位	目標	120	120	120	120	120	120
	施設	実績	116	110				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つにつれ必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	長寿命化対策工事	3,562,900	3,840,800	▲ 277,900
②	劣化調査点検委託	73,000	73,000	0	見積額に戻入率をかけて所要額を算出した
細事業合計		3,635,900	3,913,800	▲ 277,900	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松下 由佳	松田 豊	鈴木 美緒

令和 4年度 事業計画書

事業局課	建築局	保安推進課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	20
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
歳出予算科目	一般会計	10 款	1 項	3 目		
事業名称	建築基準法第12条点検業務					

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県	諸収入		市債	一般財源
令和4年度	162,338						162,338
補助事業 単独事業							0
令和3年度	162,338						162,338
増△減	0	0	0	0	0	0	0

歳出		平成30年度	令和元年度	令和2年度
予算	事業費	221,946	226,057	180,375
	市債+一般財源	221,946	226,057	180,375
決算	事業費	198,151	198,120	147,084
	市債+一般財源	198,151	198,120	147,084

令和5年度	令和6年度	令和7年度
162,338	162,338	162,338
162,338	162,338	162,338

事業概要	建築基準法に定められた点検を実施する。 (平成22年度まで各局で実施していたが、効率的執行、情報集約を目的に、平成23年度から原則建築局に一元化して実施。平成23年度は各局予算の令達替え)								
事業開始年度	平成23年度								
根拠法令・方針決裁等	建築基準法第12条第2項及び第4項								
事業目的・効果 (必要性)	建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。点検結果については、各区局のストックマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、4年度も引き続き長寿命化対策事業を推進して行く。								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 約500の施設に対して点検を実施し、各局を通じて各施設に不具合箇所の指摘と是正についての報告を行っている。 建築局実施12条点検施設数 H30(実績)506 R1(実績)504施設 R2(実績)495施設 建築点検施設数 H30(実績)174 R1(実績)163施設 R2(実績)152施設 建築設備点検施設数 H30(実績)506 R1(実績)504施設 R2(実績)494施設 防火設備点検施設数 H30(実績)328 R1(実績)323施設 R2(実績)323施設 								
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
12条点検施設数	単位	目標	506	495	487	485	500	500	500
	施設数	実績	504	494					
	単位	目標							
	実績								
	単位	目標							
	実績								
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度：建築局にて一元的に開始。同年各局予算の令達替え。 平成23年度～令和2年度：約500施設に対して12条点検を実施し、各局へ報告、是正に取り組む。 平成建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加され、約330施設の毎年の点検を予定 								

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	12条点検委託費	162,338	162,338	0	
細事業合計		162,338	162,338	0		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	機械係
	菅野 和広	中村 謙次郎	日下 弥寿彦